

# 令和5年度 小山市住宅脱炭素化設備等導入費補助金

温室効果ガス排出削減をするため、自宅に脱炭素化設備等を導入した市民に対し、補助金を交付いたします。

## 対象者（以下のいずれにも該当する方）

- ◆市内に住所を有し、住民基本台帳に記載され、本補助金申請に係る住宅に自ら居住している個人
- ◆市税の滞納がない個人
- ◆下表の対象設備等1～3（ZEH、定置型蓄電池、V2H）においては、令和5年4月1日以降に「小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金」の交付を受けた者または交付予定の者が申請者および申請者の同一世帯にいない個人

## 申請期間（令和5年度）・申請方法

申請期間 令和6年2月1日（木）～令和6年3月29日（金）

申請方法 窓口持参または 郵送（下記提出先）

★ 予算上限に達し次第終了

（R5 予算 2,000 万円）

★ 申請は業者の代理も可能

★ 申請者と契約者、振込口座名義人は同一であること※

※自動車の場合は上記の他、使用者と所有者も同一

## 補助対象設備等・補助額

令和5年4月1日以降に取得・引き渡しを受けた新品の下表の対象設備等

申請者宅に設置されている余剰売電または自家消費の太陽光発電設備と

1～3は常時接続されている、4、5は接続が可能である設備等

1～3…1住所地1回限り 4～5…1個人1回限り 各対象設備には要件があります。詳細は「手引き」をご覧ください。



	対象設備等	補助額（円）	下記の日が令和5年4月1日以降であり、申請時において1年経過していないこと	
1	ZEH（Nearly ZEH、ZEH Oriented は補助対象外）	20万	工事完了引渡証明書「引き渡し日」	
2	定置型蓄電池システム	【新設太陽光発電＋蓄電池】	10万	太陽光発電設備および蓄電池の保証書「保証開始日」
		【既設太陽光発電＋蓄電池】	5万	蓄電池の保証書「保証開始日」
3	電気自動車等充放電設備（V2H）	5万	保証書「保証開始日」	
4	電気自動車【普通自動車】	各10万	自動車検査証「登録年月日」 または 自動車検査証「交付年月日」	
	プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車			
5	電気自動車【四輪軽自動車】	5万		

## 申請必要書類

### 共通

- ・申請書兼請求書
- ・申請する設備の工事請負契約書等の契約書類の写し
- ・申請する設備の領収書の写し  
※ZEH申請は売買契約書の写しで代用可
- ・申請する設備の領収内訳の分かる書類（領収書から内訳が確認できない場合）
- ・自宅に設置されている太陽光発電設備の保証書の写し
- ・自宅に設置されている太陽光発電設備の系統連系日が分かる書類
- ・余剰売電の場合「売電契約書」の写し（「売電契約書」がない場合には「電力需給契約書お客様控」の写し）
- ・振込口座の通帳の写し（銀行名・支店名・口座名義人・口座番号の確認ができること）

※申請に必要な書類を紛失したり、発行までに期間を要するなどの理由で添付が難しい場合は、下記お問合せ先にご相談ください

### ZEH

- ・国のZEH支援事業における補助金交付額確定通知の写しまたは、ZEHマークが記載されたBELS評価書の写し
- ・引渡証明書の写し

### 蓄電池

- ・保証書の写し
- ・製造番号、型番、定格容量の確認できる銘板の写真
- ・設置されていることが分かる機器全体の写真

### V2H

- ・保証書の写し
- ・型番および定格容量の確認できるカタログ等の写し
- ・V2Hと電気自動車等がケーブル等で接続していることが確認できる写真

### 次世代自動車

- ・自動車検査証の写し（検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）
- ・車両保管場所（申請者住所地）における申請車両のナンバープレートが確認できる写真

詳細はこちらから（小山市ホームページ）→



お問合せ先・提出先

小山市役所 ゼロカーボン推進課 〒323-8686 小山市中央町1-1-1  
電話：0285-22-9277 平日：午前8時30分～午後5時15分

## よくあるご質問 Q&amp;A 抜粋※

※その他 Q&amp;A は「手引き」をご覧ください

	質問	回答
1	国の補助金との併用はできますか？	可能です。
2	栃木県の補助金との併用はできますか？	可能です。
3	補助対象機器等の設置日や引き渡し日が令和5年4月1日より前の場合は、補助対象になりますか？	対象になりません。
4	自宅に余剰売電や自家消費の太陽光発電が設置されていませんが、脱炭素設備(蓄電池・V2H・電気自動車等)を購入した場合は対象となりますか？	対象になりません。 本補助金は、申請者宅に余剰売電または自家消費の太陽光発電設備が設置されており、補助対象設備等と常時接続または接続が可能であることが条件となります。
5	施工・設置業者が申請書の提出を代行することは可能ですか？	可能です。 申請書兼請求書の様式内には代理の方の情報を記載いただく欄がございますので、ご記載の上、申請ください。
6	出張所での受付や、時間外窓口での申請はできますか？	できません。
7	家にプリンターがないため写真を印刷することができません。 データ提示でも受付できますか？	できません。 必ず印刷した状態でお持ちください。 各自カメラ店、コンビニ等で印刷ください。
8	受付窓口にて書類のコピーをしてもらえますか？	できません。 コピーは申請者にてお願いします。 受付窓口でのコピーはおこなっておりません。 市役所 1 階(コンビニ北側)にも有料コピー機をご用意しておりますのでご活用ください。
9	クレジットカードで決済したため領収書がない場合にはどうすれば良いですか？	住宅ローンやクレジットカード支払いのため、領収書が発行できない場合には、領収書の代わりとして、代金を受領したことが分かる書類(書式は任意。ただし、販売元の社印付きのもの)を作成する等し、添付してください。
10	コンセントから直接充電し、蓄電池にあるコンセントから電気を利用する蓄電池は対象ですか？	対象ではありません。 国が実施する補助事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものが対象です。
11	自宅に電気自動車の充電設備を設置したのですが、対象となりますか？	対象ではありません。 充電だけでなく、放電もできる設備であり、国が実施する補助事業において、一般社団法人自動車振興センターにより「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に掲載されているものが対象です。
12	中古(新古車含む)で購入した車両は補助の対象になりますか？	対象になりません。
13	次世代自動車の購入にあたり、残価設定型クレジットまたはリースモデルで契約したものについては、補助対象となりますか？	対象になりません。
14	電気自動車(四輪)、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の対象車種はどこで確認できますか？	本補助金における対象車種は、国が実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象車両となっている車種が対象です。
15	親族のために補助対象となる新車を購入しましたが、名義が親族となっている場合、購入者は本補助金を申請できますか？	できません。 申請者、契約者、自動車車検証における「所有者」、自動車車検証における「使用者」すべてが同一氏名である必要があります。